

最近の課徴金事案及び自主訂正事案を踏まえた留意事項

I. 不適切な会計処理の手口について

最近の課徴金事案及び自主訂正事案で把握された不適切な会計処理の主な手口は、以下のとおりです。

(1) 売上の過大計上・前倒し計上

- 役務の提供が済んでいないにもかかわらず、役務提供が済んだように仮装して、売上を過大に計上していた。
- 架空注文書や架空出荷伝票等の証憑類を改ざん又は偽造することにより、架空売上を計上していた。

(2) 棚卸資産等の過大計上（売上原価の過少計上）等

- 販売による収益計上の見込みが全くない仕掛品であり、資産価値が認められないことを認識していたにもかかわらず、費用処理せず、仕掛品として計上を続けていた。
- 外部預け在庫について、原価割れで売却したものの、売却損の計上を回避するため、販売・入金処理を行わないなどにより、架空の外部預け在庫の計上を続け、棚卸資産を過大に計上していた。

(3) 有形固定資産の減損損失の過少計上

- 事業用不動産について、既に遊休資産となっていたにもかかわらず、具体性に欠けた利用計画を決議するなどにより、減損を認識せず、減損損失の計上を回避していた。
- 賃貸不動産の減損の検討において、将来キャッシュ・フローの適用を誤ったことにより、適正な減損損失の測定がされず、減損損失が過少計上となっていた。

(4) 無形固定資産（のれん）の減損損失の不計上

- のれんに係る減損の検討において、資産のグルーピングや減損の兆候の有無の判定を誤ったことにより、減損損失が計上されなかった。

(5) 有形固定資産の取得原価の過大計上

- 事業用不動産の取得に先行して発生した付随費用については、本来取得計画が頓挫した時点で損失処理すべきであったところ、他の事業用不動産の取得原価に付け替えることにより、不動産を過大に計上していた。
- 現物出資の対象不動産の評価額算定に当たり、当該対象不動産に係る賃貸契約料を水増しし、水増し後の賃貸契約料を前提とした収益還元法による不動産鑑

定評価を実施した。当該手口で不動産鑑定評価額を水増しすることにより、不動産を過大に計上していた。

(6) 株式の減損処理の未実施

➤株式について、投資先の実質価額が著しく低下し業績回復が認められないにもかかわらず、合理性に著しく欠ける事業計画をベースに当該投資有価証券の評価額を算定することにより、評価損の計上を回避していた。

(7) 貸付金の貸倒引当金の未計上

➤貸付金について、相手先との契約条件の変更や、相手先の信用リスクの著しい増加等の事象が発生していたにもかかわらず、当該事象の影響が十分に検討されなかったことにより、本来計上すべき貸倒引当金が計上されなかった。

(8) その他

➤資産科目（預け金・出資金等）として計上されていた金額に、社外に不正に流出し、回収可能性のないものが含まれていた。

➤契約書の改ざん等を行うことにより、計上すべき広告宣伝費の一部の計上を次期に先送りしていた。

Ⅱ. 不適切な会計処理の発生原因について

上記不適切な会計処理の主な発生原因は、以下のとおりです。

経営者の皆様は、全社的にコンプライアンスの意識を高めるとともに、実効性のある内部統制環境を整備するなどにより、このような不適切な会計処理が発生するリスクを抑えることが求められている点に留意が必要です。

- 代表者や創業者のワンマン体制
- 取締役会や監査役会の牽制機能の不全
- コンプライアンス意識の欠如
- 会計に関する専門的知識を有する者の不在

以 上